

みんな でめざそう！ やさしさがあふれるまち あかし



明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例
(略称：障害者配慮条例) 啓発用パンフレット

明石市に暮らす人たちが、障害のある人もない人も「暮らしやすい」、
「住んでよかった」と思えるまちづくりを進めていくために、平成 28
年 4 月に条例ができました。

日常生活の中で、障害のある人が不便だなと感じることや困ることは、
少しの工夫や配慮で変えられることもあります。市や事業者、地域の人
たち、みんなが一緒に考え、意見を出し合い、安心できるまちづくりを
進めていきましょう。

明 石 市



条例がめざしているまちとは



「障害のある人」と聞いたとき、どんなイメージが浮かびますか？
「障害のある人」は「自分とは違う特別な人」と考えていないでしょうか。
「特別な人」と思うと、交流するのをためらったり、相手に嫌な思いを
させてしまったり、差別につながるきっかけになることもあります。

身体や心の状態によって、生活の中で不便さや難しいことがあるのは
障害のない人も同じです。高齢になり体力や機能が低下する人、病気や
ケガで思いがけず障害のある状態になる人もいます。何歳であっても、
どんな障害があっても「住みなれた地域で自分らしく生きていきたい」と
いう思いは誰もが持っています。明石市障害者配慮条例では障害がある人
もない人も、みんな一緒に安心して生き生きと暮らせるまちづくりをめざ
します。条例がめざすまちづくりには、多くの人の知恵や力、そして継続
した取り組みが必要です。

市や事業者、地域の人、障害のある人たちがそれぞれに意見を出し合い、
どんな配慮やしきみがあれば暮らしやすくなるか、障害があることで嫌な
思いや悲しい思いをすることをなくせるか、一緒に考え取り組みを進めて
いきましょう。



このパンフレットには、こんなことを書いています



障害のある人への配慮について ～どんな配慮が必要でしょう？～ P 3～8

明石市の条例の特徴について ～どんなことをしていくの？～ P 9～11

条例に関するQ & Aについて ～もっと詳しく知りたい！～ P 12

障害のある人への配慮



まずこの配慮！



- 通路などに、通りにくくなるような物を置かないようにしましょう。
- 説明するときは、「あちら」「これ」などではなく、実際の方向や大きさなどを具体的に説明しましょう。
- 手引きするときは相手に自分の肩や腕につかまってもらい、相手のペースに合わせて進みましょう。

視覚障害には、視力や視野、色覚などの障害があります。少し見える人、明るさなどがわかる人、まったく見えない人など、人によって見え方は様々です。点字を利用する人もいますが、すべての人が点字を読めるわけではありません。



こんなことが不便です

- ・文字の読み書きが難しいです。
- ・一人で慣れない場所を移動することが難しいです。慣れている場所でも、いつもと状況が違っていると、どうなっているか説明がないとわかりません。
- ・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の上に、立ち止まったり、物や自転車などが置かれたりすると進めません。

さらに、こんな配慮があれば助かります

- ・点字や拡大文字、音声など、いろいろな方法でコミュニケーションをとるようにしましょう。
- ・声をかけるときは、正面から「何かお手伝いしましょうか？」と聞き、どんな支援が必要かを確認しましょう。
- ・事故や突然のトラブルなどで、いつもと状況が違うときは、理由や内容などを説明しましょう。
- ・会話をするときには自分から名前を名乗り、その場を離れるときは、「席を外します」など、声に出して知らせましょう。

私は〇〇（名前）です。
何かお手伝いしましょうか。



知っていますか？

視覚障害のある人の白い杖

はくじょう

白杖は、視覚障害のある人が歩くときに使う用具です。

地面に杖の先を触れさせながら歩くことで、物や段差、路面の変化が分かります。白杖を使っていることで、周囲の人に視覚に障害があることを知らせる役割もあります。

■白杖 SOS シグナル

白杖を頭上50cm上方に掲げることで助けが必要なことを周囲に知らせます。ただし、このシグナルを知らない視覚障害のある人もいますので、困っている雰囲気だったり、危険な状態であればお手伝いしましょう。



障害のある人への配慮



- コミュニケーション方法（手話や筆談、身振りなど）は人によって違います。その人にあった方法を見つけましょう。
- 必要以上に大きな声で話すと、かえって聞き取りづらい場合や耳に負担がかかることがありますので注意しましょう。

聴覚障害には、聞こえにくい、まったく聞こえないなどの障害があり、人によって聞こえ方がちがいます。言語障害には、言葉を理解することや適切な表現が難しい、発音や発声が難しいなどの障害があります。障害の程度や生活の環境などによって、コミュニケーションの方法はいろいろあります。

こんなことが不便です

- ・補聴器をしていても、雑音の中での聞き分けや、言葉の聞き取りができなかったり、まちがって聞こえてしまうことがあります。
- ・外見ではわかりにくいいため、声をかけられても返事ができず、無視されたと誤解されることがあります。
- ・文字や図など見てわかる情報がないと、状況を理解することが難しいです。
- ・施設などでの放送や警報などの知らせに気づくことが難しいです。



さらに、こんな配慮があれば助かります

- ・情報が入りにくく、周りの状況を知ることが難しいため、緊急時など困っている状況を見かけたら、手話や身振りで話しかけてみるか、筆談などで状況を伝えましょう。
- ・言語障害のある人の言葉が聞き取りにくいときには、わかったふりをせずに、内容を確認しましょう。
- ・手話通訳者が同行しているときも通訳者ではなく、本人に対して話すようにしましょう。



知っていますか？

いろいろなコミュニケーション方法

手話：手や指、表情などを使って表す目で見える言語。手話通訳の制度があります

要約筆記：音声で話されている内容を要約し文字（手書きやパソコン）で伝える

筆談：お互いに文字を書く 口話：相手の口の動きを読み取る

代用発声だいようはつせい：声帯の代わりに食道部を振動させて発声する方法、電動式人工咽頭じんこういんとうを首にあてて声にする方法、笛式人工喉頭により発声する方法があります

障害のある人への配慮



肢体不自由

まずこの配慮！



- 車いすの人と会話するときは、少しかがんで視線を合わせましょう。
- 介助者が一緒にいる場合でも、本人の意思を確認しましょう。

肢体不自由は、上肢・下肢・^{たいかん}体幹の運動機能の障害です。人によって原因・症状・程度は様々です。障害の部位や程度により、日常生活に大きな支障がない人から、移動に杖や車いす、義足などを必要とする人、日常の多くの動作に支援が必要な人など、かなり個人差があります。

こんなことが不便です

- ・階段や段差がある場所などで、移動が困難になる人がいます。
- ・指、手、腕に障害があると、小さな物をつかんだり、文字を書いたりする細かい作業や、扉や蛇口の開閉など力が必要な動作が苦手な人がいます。
- ・まひの影響などで、文字を書くことや会話が難しい人がいます。
- ・痛みを感じないので、じょくそう（床ずれ）ができます。



さらに、こんな配慮があれば助かります

- ・サポートする前にまず声をかけ、相手がどのような配慮を必要としているのかを確認しましょう。
- ・体温調節が難しい人もいますので、室内の温度調整には配慮するようにしましょう。
- ・多目的トイレ、障害者等専用駐車区画などは、必要な人が利用できるように配慮しましょう。



知っていますか？

施設の出入口やエレベーターで

肢体の不自由な人が通りやすいように、お店などの出入り口の扉を開閉する配慮があると安心です。扉にぶつかったり、挟まったりしないように声をかけながら、相手のペースにあわせて、ゆっくりと開閉することが大切です。

エレベーターでは、必要な人が利用しやすいようにゆずりあい、行先のフロアを確認して案内するなどの配慮をしましょう。

障害のある人への配慮



まずこの配慮！

- 説明するときは、わかりやすい言葉に言い換えたり、絵や図などもつかって具体的に伝えましょう。
- 障害があっても、成人している人を子ども扱いしないで、ひとりの大人として接するようにしましょう。

知的障害は、複雑な会話や抽象的なことを理解すること、読み書きや計算、自分の気持ちを表現することが苦手などの特徴があり、社会生活へ適応するのが難しい人もいます。一人で行動できる人、支援者と行動をともにしている人など、個人差があります。同じ質問をくり返したり、状況の変化に対応できずにパニックを起こす場合もあります。

こんなことが不便です

- ・軽度の障害の場合は、外見や少し話をしただけでは、障害があることがわかりません。
- ・複雑な話や抽象的な話を理解しにくいことがあります。
- ・人にたずねたり、自分の意見を言うことが苦手な人や、ひとつの行動にこだわったりする人もいます。
- ・危険の認知ができずに危ない行動をしてしまう場合、うまく助けを求めることができない場合があります。



さらに、こんな配慮があれば助かります

- ・意見を伝える場合は、おだやかな口調で、「ゆっくり」「ていねい」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認するようにしましょう。
- ・同伴者がいる場合でも、同伴者の意見だけでなく、本人の意思を確認するようにしましょう。
- ・パニックを起こした場合は、落ち着ける静かな環境に移動してもらいましょう。



知っていますか？

思い込みなどで判断せずに・・・

知的障害のある人は、何もわからない人、何もできない人と思われがちですが、そうではありません。障害が重くても必ず「意思」があり、できることがあります。少しの支援でできることも、たくさんあります。

いろいろなことを感じる気持ちは豊かです。障害があるから分からないだろうと思って口にする不用意な言葉に、ひどく傷つくことがあります。

障害のある人への配慮



まずこの配慮！

- 無理な励ましは本人のストレスになることがあるので注意しましょう。本人の気持ちとペースを大切にしましょう。
- 偏見で判断せず、コミュニケーションを大切に、病気や障害を正しく理解しましょう。

精神障害は、精神疾患のために日常生活や社会生活に制限がある状態です。統合失調症、気分障害、薬物依存症、不安障害、てんかん、認知症などがあります。病状によっては、判断能力や行動のコントロールが低下することがあります。

こんなことが不便です

- ・外見からわかりにくいので、周りの人に障害を理解されにくいことがあります。そのため、孤立したり、病気を隠したりすることがあります。
- ・「自発性がない」ように見え、怠けていると誤解されることもあります。
- ・ストレスに弱く、精神的に疲れやすい傾向があります。また、集中力が低下したり、無気力になるなどの生活のしづらさがあります。



さらに、こんな配慮があれば助かります

- ・説明するときは、おだやかな口調で、「ゆっくり」「ていねい」に説明し、内容が理解されたことを確認するようにしましょう。
- ・同伴者がいる場合、同伴者の意見だけでなく、本人の意思を確認するようにしましょう。
- ・服薬の状況や体調によって疲れやすいこともあるので、休憩できる場所や時間に配慮しましょう。



知っていますか？

発達障害について

発達障害は、生まれつきの脳の機能障害によるもので、しつけや育った環境が原因ではないと考えられています。外見からはわかりにくく、周りの人から誤解されることがあります。人とのコミュニケーションが苦手なことや、得意なことと不得意なことのアンバランスなどが特徴としてあります。発達障害には自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、こうはんせいはつたつしょうがい注意欠陥多動性障害ちゅういけつかんたどうせいしょうがいなどがありますが、能力や障害の特徴は人それぞれです。人によって必要な配慮は違うので、本人と相談しながら、その人にあった対応を見つけることが大切です。

障害のある人への配慮



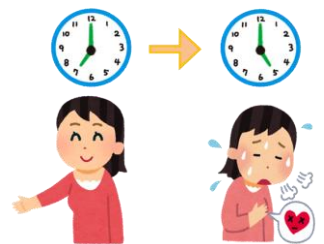
まずこの配慮！

- 疲れたときに休憩できる時間やスペースを作りましょう。
- 病気によって特徴や注意することがちがうので、本人の状態を理解しその人にあわせた配慮をしましょう。
- 外見からは、わかりにくい障害があることを理解しましょう。

内部障害は、内臓機能の障害のため外見からはわかりにくいです。心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害などがあります。難病とは、原因不明で治療方法が未確立なうえ、後遺症を残すおそれがあり、症状が継続する病気です。

こんなことが不便です

- ・体力がなく疲れやすい状態にあります。日によって体調の変化が大きいです。
- ・呼吸器の機能が弱っている場合は、たばこの煙が苦しく感じます。
- ・人工肛門・人工ぼうこうを使用している人（オストメイト）は排泄物の処理やパウチ（尿や便をためておく袋）を洗浄できる多目的トイレが必要です。
- ・外見からはわからない症状等（痛みやしびれ、食事の制限、疲れやすさなど）がある人もいます。



さらに、こんな配慮があれば助かります

- ・携帯電話の電波などは、内部障害のある人にとって生命に関わることもありますので、電車やバス内などでの携帯電話の使用はルールを守りましょう。
- ・服薬や通院が継続して必要な人には、通院時間や休憩のとり方に配慮しましょう。



知っていますか？



■オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこうを使用している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

■ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部に障害がある人は外見からはわかりにくいいため様々な誤解を受けることがあります。

障害者配慮条例について

障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例

P3～P8に書いているように、障害がある人の生活や、体や心の状態、必要な支援は人それぞれにちがいます。この条例では、障害のある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまちづくりを進めるために、必要なしくみを考え、一人ひとりが大切にされる差別のない社会をめざしています。

【条例に書いていること】

条例の全文は明石市のホームページで見ることができます

第1章 総則

検索

障害者配慮条例

条例の目的や用語の定義、市が行うこと、市民や事業者の役割、障害者計画との関係などについて定めています。

第2章 合理的配慮の提供支援及び障害理解の啓発

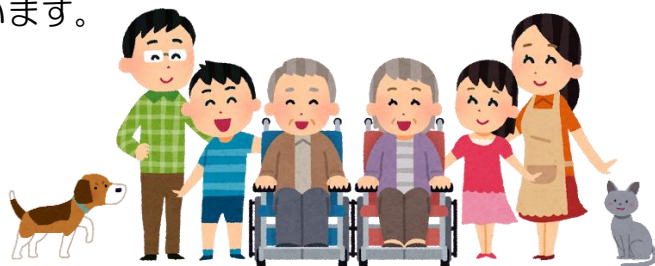
まち全体が、やさしい
気持ちでいっぱい
なるよう応援します！



- ① 車いすの人が移動しやすいようにスロープや手すりをつけるなど、みんなが困らないように配慮することを「合理的配慮」と言います。事業者や団体などが合理的配慮をすることを市が応援します。
- ② 障害のある人の暮らしや、その人の障害に応じた必要な配慮について、市民の人たちが知ることや学ぶことを応援し、お互いに交流できるような機会を増やしていきます。

第3章 障害を理由とする差別の解消

障害があることを理由に差別をしてはならない、差別をなくすための取り組みをすすめること、地域づくり協議会を設置することなどが定められています。



みんなの
知恵と力で
差別を
なくすわ！



こんなことを進めていきます ①

合理的配慮の提供を支援する助成制度

事業者や地域の団体が、必要な合理的配慮を提供するための環境を整える際にかかる費用を市が助成します。

制度を利用できる団体

- ① 事業者など民間の事業者
- ② 自治会など地域の団体
- ③ サークルなどの民間団体

助成の対象になるもの

コミュニケーションツールの作成

点字メニュー
チラシの音訳
※
コミュニケーションボードなど

上限額 5万円



物品の購入

折りたたみ式スロープ
筆談ボード など

上限額 15万円



工事の施工

簡易スロープや手すりなどの
工事の施工に
かかる費用

上限額 30万円



※コミュニケーションボードとは、文字や話し言葉でのコミュニケーションが難しい人が、イラストを指さすことで自分の意思を伝える道具（絵カード）です。

こんなことを進めていきます ②

障害理解の促進 タウンミーティング

より多くの人に障害のある人に必要な配慮やコミュニケーション方法を知ってもらい、障害のある人と主体的に関わっていくきっかけを作っていきます。

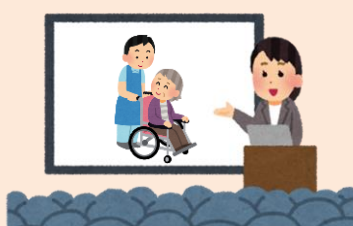
タウンミーティングの開催 (地域での交流の機会)

障害のある人と接する際に配慮するポイントなどを障害のある人と一緒に考える機会をつくりま



地域での周知・啓発活動

啓発用DVD等を活用し、様々な立場の人が障害について関心を持ってもらえるよう工夫しながら啓発活動を進めていきます。



継続的な広報活動

一人ひとりが障害のある人と接する際に配慮するポイントなどを知ることができるよう、広報活動を継続的に行っていきます。



こんなことを進めていきます ③

差別を解消するためのしくみ 相談・助言等について

障害への理解を深め、差別を未然に防止していくことは大切ですが、差別と思われる出来事が起こってしまったためのために、相談・調整を行う窓口を設けています。



①.....

まずはご相談ください インクルーシブ推進課 電話 918-6037
FAX 918-5617

障害を理由として困ったことや、嫌な思いをしたときには、担当窓口までお気軽にご相談ください。

障害福祉課 電話 918-1344
FAX 918-5244

発達支援センター 電話 918-5841
FAX 918-5843

基幹相談支援センター 電話 924-9155
FAX 924-9134

②.....

助言・調整の手続き 相手方との調整が必要であれば、相談員が詳しい事情を相手方にも聴いたり、話し合いの場を持ったりして解決をめざします。

③.....

あっせん等の手続き 助言・調整の手続きをしても解決しなかった場合は、あっせんや市長による勧告・公表など、さらに解決に向けた取組を進めます。

※①相談 ②助言・調整 の手続きについては、障害のある人だけでなく支援者や事業者も対象です

こんなことを進めていきます ④

地域で支えるまちづくり 地域づくり協議会

障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした場合に、なぜそうなったのか、どうすれば解決できるかを考えるのが地域づくり協議会です。市役所だけでなく、障害のある人や支援者、法律の専門家、障害の分野を研究している人、事業者などが意見を出し合って、一緒に考えます。地域で実施すべき研修等の内容や、情報発信のあり方などについても話し合います。



もっと詳しく 知りたい！



コーナー



Q 飲食店を経営しています。障害のあるお客様も来られます。
どんな配慮があればお店に来やすくなりますか。

A 「障害者への配慮」と聞くと難しいことと考えてしまいがちですが、例えば点字が読める人に点字メニューを用意するなど、お店でできることから始めていただければと思います。☞ **P10 合理的配慮の提供を支援する助成制度**

また市では、いろいろな立場の人に障害について関心を持ってもらえるよう、障害のある人の話を聞ける交流の機会もつくっていきますので、ご参加ください。☞ **P10 障害理解の促進**



Q 障害のある人のお手伝いをすると、かえって相手に嫌な思いをさせてしまったり、迷惑をかけてしまったりするのはと不安です。

A 障害のある人ときちんとコミュニケーションをとりながら支援することが大切です。

また、結果的に迷惑になってしまったとしても障害のことを自分のことのように考え、行動する人が増えていくことが誰もが住みやすいまちづくりへの第一歩となります。☞ **P2 条例がめざしているまちとは**



Q 障害のある友達が地域のイベントに参加した時に「障害者に特別な対応はできない」と言われたそうです。こんな時はどこに相談すればよいですか。

A 市では差別と思われる出来事が起こってしまった場合に、相談できる窓口を設けています。何か困ったことがありましたら気軽にご相談ください。☞ **P11 差別を解消するためのしくみ**

また、個別の出来事を解決するだけでなく、その出来事を地域の問題としてとらえ、地域協議会の中でいろいろな立場の人が意見を出し合い、同じようなことが起こらない地域づくりを目指します。☞ **P11 地域で支えるまちづくり**



【 問い合わせ窓口 】

明石市 市民生活局 市民協働推進室 インクルーシブ推進課

電話 078-918-6037 ファックス 078-918-5617

メール inclusive@city.akashi.lg.jp